

高浜町ふるさと納税事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化及び地方創生の推進を図るため、寄附者に特産品等を返礼する高浜町ふるさと納税事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法(昭和25年法律第226号。)第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附のことをいう。
- (2) 寄附者 本町に対し、ふるさと納税を行った町外在住の者をいう。
- (3) 返礼品 寄附者に返礼する特産品等(町内で製造、加工、栽培等をしている商品又は提供するサービスをいう。)であり、国が規定するふるさと納税事業に係る地場産品基準に適した内容であるものをいう。
- (4) 返礼品提供事業者 この要綱の規定に基づいて返礼品提供事業者として承認された、ふるさと納税に対する返礼品を提供する事業者をいう。
- (5) 中間事業者 寄附者からの寄附に伴う返礼品の受注、返礼品提供事業者への返礼品の発注等を行うに当たり、町と業務委託契約を締結した者をいう。

(ふるさと納税の使途指定等)

第3条 ふるさと納税をしようとする者は、自らのふるさと納税の使途について、次の各号のいずれかの事業のうちから、あらかじめ指定して寄附することができるものとする。

- (1) これからの高浜町を担う子供たちへの応援
- (2) 高浜町の自慢である海、山、町並み等の保全活動への応援
- (3) ガバメントクラウドファンディングを活用した活動への応援
- (4) NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)の活動支援事業
- (5) その他高浜町を元気にするために必要があると町長が認める活動への応援

2 町長は、前項の指定がなかったときは、同項第5号の指定があったものとみなす。

3 町長は、ふるさと納税の活用にあたっては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

(ふるさと納税の申出)

第4条 町に対して、ふるさと納税をしようとする者は、寄附申出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。ただし、町長が認めた場合は、他の方法により申出を行うことができる。

(寄附金の受入れ)

第5条 寄附金の受入方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとし、ふるさと納税をしようとする者が指定するものとする。

- (1) 払込取扱票による納入
- (2) 銀行振込による納入
- (3) 現金書留による納入
- (4) 高浜町役場窓口での現金持参による納入
- (5) クレジットカード決済その他のオンライン決済による納入

2 町長は、前条の申出又は受け入れた寄附金が公の秩序又は善良の風俗に反するものと思われる場合のほか、町長が特に返還が必要であると判断した場合は、申出を拒否し、又は受け入れた寄附金を返還することができる。

(受入れ後の手続)

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、管理台帳を作成し、寄附者の氏名、住所、連絡先、寄附金の額、申出日、納入日、使途その他町長が必要と認める事項を記録し、速やかに寄附金受領証明書（様式第2号）を寄附者に送付するものとする。

(返礼品の送付)

第7条 町長は、寄附者に対し、ふるさと納税の額に応じ、返礼品を送付することができる。ただし、寄附者が返礼品を希望しない場合は、この限りでない。

2 返礼品は、返礼品提供事業者から寄附者に送付するものとする。

3 町長は、返礼品提供事業者（中間事業者を介する場合は中間事業者）に次条の返礼品相当額及び送付に係る費用を支払うものとする。

(返礼品価格)

第8条 返礼品相当額（消費税及び地方消費税を含む。以下「返礼品価格」という。）は、寄附金額に対して3割以下の額とする。

(返礼品の要件)

第9条 返礼品として取り扱うことができる地場産品等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に規定する基準を満たす物又は役務であること。
- (2) 安定した供給が見込める品質及び数量を有するものであること。ただし、季節限定、期間限定又は数量限定で提供可能なものは、この限りでない。
- (3) 返礼品が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。

(返礼品提供事業者の要件)

第10条 返礼品提供事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者で、町長の承認を受けたものとする。

- (1) 前条に規定する返礼品の要件を満たしたものを提供することができる事業者であること。
- (2) 代表者及び従業員等が、高浜町暴力団排除条例（平成23年高浜町条例第21号）に規定する暴力団等の構成員等でないこと。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 各種法令又は条例等に適した生産、製造又はサービス等の提供を行っていること。
- (5) 返礼品について、適正な品質管理に努め、事業者の責任において提供できること。
- (6) 食品を取り扱う場合は、当該食品の産地名を適正に表示していること。
- (7) 寄附者の個人情報を返礼品の発送以外の目的に使用しない等個人情報の取扱いを厳重に行えること。

(返礼品提供事業者の承認申請)

第11条 返礼品提供事業者の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 高浜町ふるさと納税事業実施における誓約書兼同意書（様式第4号）
 - (2) 事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- （返礼品提供事業者の承認）

第12条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認（不承認）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の有効期限は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期限の満了日までに町長による取消しがなく、かつ、返礼品提供事業者から辞退の申出がない場合に限り、当該承認を行った日の属する年度の翌年度の末日まで有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

（承認内容の変更）

第13条 返礼品提供事業者は、承認された内容を変更する場合は、高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第14条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により返礼品提供事業者に通知するものとする。

（返礼品提供事業者の承認の取消し及び返礼品の取扱い中止）

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、返礼品提供事業者の承認を取り消し、又は返礼品の取扱いを中止するものとする。この場合において、当該取消しによって生じる返礼品提供事業者の損失は、一切保障しない。

- (1) 返礼品提供事業者から申出があったとき。
- (2) 返礼品提供事業者が、この要綱に定める要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 町、寄附者その他関係者に損害を及ぼしたとき。
- (5) 町が行う前各号に係る調査確認に応じなかったとき。
- (6) おおむね3年間以上の期間にわたり、返礼品の取扱いがないとき。

(7) 社会通念上、返礼品提供事業者としてふさわしくないと認められるとき。

2 返礼品提供事業者は、前項第1号の申出をする場合は、高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認取消届出書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認取消決定通知書（様式第9号）により返礼品提供事業者に通知するものとする。

（返礼品の登録申請）

第16条 返礼品提供事業者は、返礼品を登録し、又は変更しようとするときは、返礼品名、内容及び返礼品価格のほか、第9条に規定する要件を満たすことが確認できる資料を添えて、中間事業者を通じて、町長に申請するものとする。

（返礼品の承認）

第17条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、ふるさと納税事業に係る地場産品基準等に適した返礼品であると認めたときは、当該返礼品をふるさと納税募集サイト等に掲載するものとする。

（返礼品提供事業者の責務等）

第18条 返礼品提供事業者は、書面によりあらかじめ町長の承諾を得た場合を除き、返礼品提供に関する事業を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又はこの事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

2 返礼品提供事業者は、返礼品等の提供が困難となったときは、遅滞なく町長に報告しなければならない。

3 返礼品提供事業者は、提供した返礼品等の品質、性能等の商品に関する苦情及び事故に対しては、真摯に対応し解決に努めなければならない。

（損害賠償）

第19条 返礼品提供事業者は、送付した返礼品に、次の問題が生じた場合は、速やかに町長及び中間事業者に報告するとともに、これらの問題により、町又は第三者に生じた損害賠償、訴訟費用その他の費用を負担しなければならない。

(1) 返礼品の品質、流通及び提供等における事故等の問題

(2) 国が規定する地場産品基準違反及び食品表示法等違反により生じた問題

（請求）

第20条 返礼品提供事業者は、月ごとの返礼品の送付実績を翌月の10日までに町長に報告し、第7条第3項の費用を請求するものとする。ただし、中間事業者を介して返礼品の送付を行った場合は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第21条 返礼品提供事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、高浜町個人情報保護法施行条例（令和5年高浜町条例第1号）及び関係法令を遵守し、本事業により得た寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。返礼品提供事業者でなくなった後においても、同様とする。

(使途の公表)

第22条 町長は、第3条に規定する使途に対する寄附金の額及び当該寄附金を財源として実施した事業等を毎年度終了後速やかに公表するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前において行われた本事業に関する行為は、この要綱の規定により行われたものとみなす。

様式第 1 号（第 4 条関係）

寄附申出書

年 月 日

高浜町長 様

申込者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

下記のとおり寄附したいので、申し込みます。

記

1 ふるさと納税額 一金 円

2 ふるさと納税の使途

3 希望する返礼品

4 返礼品の送付先

以上

※御記入いただいた個人情報は、ふるさと納税に関する業務以外には使用いたしません。

様式第 2 号（第 6 条関係）

寄附金受領証明書

寄附者 住所

氏名

様

ふるさと納税額 一金

円

ふるさと納税受領日 年 月 日

上記の金額を福井県高浜町への寄附金として受領したことを証明します。

年 月 日

高浜町長

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認申請書

年 月 日

高浜町長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

高浜町ふるさと納税事業実施要綱第 1 1 条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、申請に当たっては、高浜町が町税滞納の有無に関する情報を照会確認すること及び代表者又は従業員等が、暴力団等の構成員等でないことを確認するため、警察署に照会確認することに同意いたします。

返礼品提供事業者

住 所		
商号又は名称		
代表者氏名		
参加開始時期		年 月 日
業種・業務内容		
主な返礼品目		
連絡先	担当者所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

以上

様式第4号（第11条関係）

高浜町ふるさと納税事業実施における誓約書兼同意書

当社（団体である場合は当団体、個人である場合は私。以下同じ。）は、高浜町ふるさと納税事業の実施に当たり、次の事項について誓約し、同意します。

- 1 高浜町ふるさと納税事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する様式及びこれに係る提出資料に記載した事項は、全て真実と相違ありません。
- 2 要綱に規定する、返礼品提供事業者の要件を全て満たし、要綱及び地場産品基準や食品表示法（平成25年法律第70号）等各種法令に適合した生産、製造又はサービス等の提供を行うとともに、必要書類の整備及び保存を行います。
- 3 高浜町ふるさと納税事業の実施において調査確認が必要であると認めた場合、町又は中間事業者が実施する調査確認について速やかに応じます。
- 4 高浜町ふるさと納税事業において得た個人情報に関しては、返礼品の発送及びそれに関わる事務以外のことに利用いたしません。個人情報が増えたりしたこと等により、町に損害が発生したと認められるときは、町と協議の上、損害賠償の請求に応じます。
- 5 承認を受けた返礼品において次の問題が生じた場合は、速やかに町長に報告するとともに、損害賠償を含め当社が一切の責任を負います。
 - （1）返礼品の品質、流通及び提供等における事故等の問題
 - （2）国が規定する地場産品基準違反、食品表示法等違反により生じた問題
- 6 1から5までに反する場合の事業者登録の解除等、町が行う一切の措置について、異議の申立て及び承認解除によって生じた損害の賠償請求を行いません。

年 月 日

高浜町長 様

住所
商号
氏名

印

様式第5号（第12条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高浜町長

印

高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認（不承認）通知書

高浜町ふるさと納税事業実施要綱第12条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1. 返礼品提供事業者
2. 承認申請の結果 承認（不承認）
3. 承認（不承認）の理由
4. 注意事項
高浜町ふるさと納税事業実施要綱を順守すること。

様式第 6 号（第 1 3 条関係）

高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者変更承認申請書

年 月 日

高浜町長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

高浜町ふるさと納税事業実施要綱第 1 3 条の規定に基づき、高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者変更承認申請書を提出します。

返礼品提供事業者

項目		変更前	変更後	変更年月日
住 所				
商号又は名称				
代表者氏名				
業種・業務内容				
主な返礼品目				
連絡先	担当者所属			
	担当者氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	電子メール			

以上

様式第7号（第14条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高浜町長

印

高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者変更承認（不承認）通知書

高浜町ふるさと納税事業実施要綱第14条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1. 返礼品提供事業者
2. 変更承認申請の結果 承認（不承認）
3. 承認（不承認）の理由
4. 注意事項
高浜町ふるさと納税事業実施要綱を順守すること。

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認取消届出書

年 月 日

高浜町長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

高浜町ふるさと納税事業実施要綱第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認取消届出書を提出します。

返礼品提供事業者

住 所		
商号又は名称		
代表者氏名		
業種・業務内容		
主な返礼品目		
連絡先	担当者所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

高 第 号
年 月 日

様

高浜町長

印

高浜町ふるさと納税返礼品提供事業者承認取消決定通知書

高浜町ふるさと納税事業実施要綱第 1 5 条第 3 項の規定により、次の承認を取消することを決定したので通知します。

1. 返礼品提供事業者

住 所		
商号又は名称		
代表者氏名		
業種・業務内容		
主な返礼品目		
連絡先	担当者所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

2. 取消しの理由